② not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③ have Grade A, B, C or D in "Service Offer" for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;

④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺ Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. June 1, 2015

⑻ Contact point for the notice : Toshihiko Saito, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Tokyo National Hospital, 3―1―1 Takeoka Kiyose-shi Tokyo-to 204―8585, Japan. TEL 042―491―2111 ext. 2250

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年4月6日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
村山医療センター院長　朝妻　孝仁

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

○第 04103 号（№04103）

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　独立行政法人国立病院機構村山医療センター病棟新築整備工事　基本・実施設計、工事監理業務委託

⑶　業務内容　病棟（S造又はRC造―6階建て約10,000㎡）の新築の基本・実施設計、工事監理業務

その他入札説明書、基本設計業務委託仕様書、実施設計業務委託仕様書、工事監理業務委託仕様書による。

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成29年10月20日まで。

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑹　納入場所　独立行政法人国立病院機構村山医療センター

2　競争参加資格

⑴　平成17年度以降（次の①一、②に関しては設計業務が完了したものに、①二に関しては工事監理業務が完了したものに限る。）において、次の実績を有する者を配置すること。

①　設計業務の管理技術者（以下「管理技術者（設計）」という。）として配置する者は次の一の実績を、工事監理業務の管理技術者（以下「管理技術者（監理）」という。）については次の二の実績を有すること。なお、両者は同一の者であってもよい。

一　管理技術者（設計）については、新築又は増築で延床面積5,000㎡以上の病院の建物の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を2件以上有する者。

二　管理技術者（監理）については、新築又は増築で延床面積3,000㎡以上の病院の建物の工事監理について管理技術者又は担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を1件以上有する者。

②　設計業務の主任担当技術者［建築意匠、建築構造、電気、機械］（以下「主任担当技術者」という。）として配置する者は次の実績を有すること。

・新築又は増築で延床面積3,000㎡以上の病院の建物の実施設計について管理技術者、主任担当技術者又は担当技術者（担当技術者としての実績の場合は下記の実績件数1件以上を3件以上と読み替える。）として担当した実績（現在所属する企業における実績かつ、同業種の実績に限る。）を1件以上有する者。

⑵　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

⑶　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を締結しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

⑷　⑶に該当する者を入札代理人として使用しない者

⑸　厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のA等級に格付けされ、関東甲信越ブロックの競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑹　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑺　参加表明書の提出期限の日から開札のときまでの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の最高点数は20点とする。価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝20点×（1－入札価格／価格評価基準額）

③　技術評価点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記1）、2）、3）の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

1）予定技術者の経験及び能力

2）実施方針など

3）設計事務所の実績

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。